

構成員提出資料

- ・ 池田（洋）構成員 1
- ・ 立岡構成員 2

地域共生社会推進検討会に関する意見

令和元年 10 月 31 日
高知県中土佐町長 池田洋光

町村は、深刻な人口減少と少子高齢化に直面する中、各種福祉施策について住民と顔の見える関係を構築し、町村ならではの取組を、少ない職員数と厳しい財政状況下で実施している。

本検討会において検討されている、市町村の包括的支援体制の構築に向けた新たな事業の創設等に際しては、下記事項につきご留意願いたい。

記

1. 町村においては、住民と顔の見える関係を日頃からつくり、地域の実情に応じた住民サービスを提供しているところであり、新たな事業の創設に当たっては、町村の任意による手上げ方式であっても、町村の裁量を十分に尊重し、過度な事務負担を求めることは厳に慎むこと。
2. 専門的な機能について小規模町村では個々に確保することが難しい場合は、中間とりまとめの趣旨を踏まえ、都道府県による市町村への支援について、明確化を図ること。

以上

第7回地域共生社会推進検討会資料への意見

(一社) パーソナルサポートセンター
業務執行常務理事 立岡 学

【論点】今般、市町村による包括的支援体制の構築の一手法として新たな事業の創設を検討しているが、その実施方法はどうかあるべきか。

兵庫県明石市が取り組んでいる『明石市更生支援及び再犯防止等に関する条例（明石市更生支援等条例）』が参考になると思われます。

明石市の施策として、①子ども・子育て家庭の支援をベースにおき、②障害者や高齢者に対する配慮の促進をすすめる、③犯罪被害者等の支援を丁寧にする、④罪を犯した人への更生支援（再犯防止等）をすすめていき、⑤地域総合支援体制の構築をかかげて、2019年4月に条例が施行されました。

更生支援の3本柱

- つなぐ ・ 関係機関によるネットワーク構築
・ 市内外の37団体で構成
- ささえる ・ 継続的支援のコーディネート
- ひろげる ・ 市民への理解促進
・ 更生支援フェア、広報あかし

条例の組み立て

『明石市更生支援及び再犯防止等に関する条例（明石市更生支援等条例）』

第1章 総則（条例の目的や理念等）

- 目的 ① 円滑な社会復帰を促進して共生のまちづくり
② 再犯を防止し、安全なまちづくり
- 基本理念 ① 個々の特性に応じた総合的支援
② 自立した個人としての尊重、本人意志の尊重
③ 地域による「早期」「総合的」「継続的」支援

第2章 市及び関係機関等の責務と役割、連携協力等

市の責務、関係機関等の役割、市民等の役割

第3章 基本的施策

対象となる人の特性を十分に踏まえた支援

- ・ 就労支援 ・ 住居の確保支援 ・ 非行少年などへの支援 ・ 福祉・保健サービスなどへのつなぎ

第4章 地域社会における共生

地域社会における共生の配慮、地域における見守り、地域活動への参加促進、親族等に対する情報提供

第5章 基盤整備、市民等の理解増進等

体制整備、調査研究、市民理解の増進、民間団体に対する援助

去る本年 10 月 24 日、泉房穂市長にお会いし、「更生支援」は安全のまちづくりをつくること、市民の安全を守ること。やさしいまちをつくることで当たり前のことですと、熱く話してくださいました。

そして、具体的な更生支援の取り組みとして、被疑者被告人の段階で明石市社協の方が中心ですが、場合によっては明石市の職員の方も一緒に勾留先まで面接（相談）にいき、釈放された段階で支援がスムーズに展開されるかたちをつくっています。

今回、明石市を視察させていただき、①断らない相談支援 ②参加支援 地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援 という包括的支援体制の構築をすでに「更生支援」というかたちで実施していると思いました。

その他、資料を拝見し思った意見です。

①高齢・障害のある生活保護受給者が、断らない相談窓口を訪れた場合、様々な参加支援のメニューをコーディネートしてもらうなか、具体的な参加メニューとして念頭におかれている生活困窮者自立支援制度の任意事業メニューを活用することができることは、画期的であり、参加支援を促進と地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援にもつながると思うので、ぜひともすすめてもらいたいと思いました。

②地域づくりの観点において、再犯防止・更生支援の視点がないと思います。すでに再犯防止推進法に基づき、地方自治体には地方再犯防止推進計画を策定することが努力義務となっているなか、地域共生社会の実現（包括的支援体制の構築）をするうえで、再犯防止・更生支援・安全安心のまちづくりというこの項目ははずせないと思っていますし、地域福祉計画等と地方再犯防止推進計画は互いにリンクさせていく自治体の計画だと思えます。

③地域づくりの観点において、災害等のことについて、ふれていません。東日本大震災の経験や最近では豪雨災害等の支援の経験から、平時にやっていないことは緊急時にはまったくできませんし、平時につながっていない人や団体とつながることは、むずかしいことです。地域で災害が起こってしまったときに、どの様に地域で支え合ったり、助け合ったりするのかという視点も入れ込む必要がありますし、災害時においても「断らない相談」は有効に機能する設計（仕組み）にしてほしいです。

④身寄りのない人が身寄りのない人を支える当事者の会（ゆくさの会）が鹿児島県鹿児島市で注目されはじめています。様々な課題を抱え、身寄りのない人たちが、お互いの困ったというとき、例えば、手術するとき手術中に立ち会ってもらうとか、入院したときにお見舞いに行くとか、退院後に部屋に帰って一人でさみしいときに、退院おめでとうの訪問をするなど、現在、約 90 名の会員がいて、お互いがお互いを助ける会として、活動が活発化しています。故に「地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援」の資料の P 4 のコミュニティ（サークル活動等）

のところに、サークルとは意味合いが違うので、サークル等ではなく「サークル活動・互助組織（互助会）等」としてほしいです。